

○新潟県中東福祉事務組合職員の育児休業等に関する規則

平成8年3月1日組合規則第4号

改正

平成18年1月1日組合規則第3号

令和5年8月18日組合規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成8年組合条例第2号）による準用条例（平成18年五泉市条例第33号）第2条、第2条の3、第2条の4、第3条、第7条第1項、第8条、第12条、第13条、第23条及び第29条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の育児休業等については、五泉市職員の育児休業等に関する規則（平成18年五泉市規則第25号）の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 新潟県中東福祉事務組合職員の育児休業に係る給与等に関する規則（昭和52年組合規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成18年1月1日組合規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年8月18日組合規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。